**気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書**

南島原市長 松本政博（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第３条　この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

1. 施設の名称
2. 所在地
3. 対象施設における住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）
4. 開放可能な日時
5. 受け入れ可能な人数

（実施期間）

第４条　対象施設の実施期間は、環境省の熱中症警戒情報の運用期間である毎年４月第４　水曜日から１０月第４水曜日までとする。ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

（施設の管理及び運用）

第５条　乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設

の基準に適合するよう、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

なお、対象施設の基準や運用は、次のとおりである。

（１）　適当な冷房設備を有していること。

（２） 供用部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。

（３）　対象施設の利用者の熱中症予防のための飲食について、各施設の運営の範囲で可能とする。

（４）　指定暑熱避難施設であることがわかるよう掲示等を行う。

（５）　第１号から第４号の規定以外の事案については、各施設の運営の範囲で対応

するものとする。

２　甲は、対象施設の供用部分について、住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報発表時の対応）

第６条　甲は、長崎県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨

を速やかに乙に伝達するものとする。

２　乙は、熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第３条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するものとする。

３　前項に基づく対象施設の利用者に係る対応は、乙において行うものとする。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第７条　乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第３条に定める開放可能日等において供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

２　前条第３項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日からその日以後に最初に到来する３月　３１日までとする。ただし、当該期間の満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（指定の取り消し）

第９条　甲は、対象施設が廃止されたとき並びに対象施設が気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合しなくなったとき並びに対象施設を指定暑熱避難施設として適切でないと判断したときは、対象施設の指定を取り消すものとする。

２　前項の規定により指定を取り消したときは、前条の規定にかかわらず、本協定の効力は無効とする。

 （協議）

第10条　乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

２　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

 協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和 　 年 月 日

甲　　南島原市西有家町里坊９６番地２

南島原市長　松本　政博

乙　　住所

 　名称

　　　代表者氏名